



大阪労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表  
平成25年6月27日

担当	大阪労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課 電話 06-4790-6316
----	--

## 1,047事業所に対して指導監督を実施し、 延べ593件の文書指導

— 平成24年度労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況 —

大阪労働局（局長：森岡 雅人）では、平成24年度における労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況を取りまとめた。

### ◆ 概要 ◆

#### ◆ 1,047事業所に対して指導監督を実施（表1）

平成24年度において、1,047事業所（前年度比1.1%増）に対して指導監督を実施。実施件数に占める文書指導率は56.6%（前年度比▲8.8ポイント）。

- ・ 労働者派遣事業関係 731事業所（前年度比 7.3%）  
（うち延べ文書指導実施件数 472 前年度比▲20.3%）
- ・ 請負、出向関係 111事業所（前年度比 ▲28.8%）  
（うち延べ文書指導実施件数 53 前年度比 60.6%）
- ・ 職業紹介事業関係 205事業所（前年度比 3.0%）  
（うち延べ文書指導実施件数 68 前年度比 28.3%）

#### ◆ 派遣元事業主2社に対して行政処分を実施

派遣禁止業務に対して、業務委託契約と称しつつ実態は派遣といういわゆる「偽装請負」として派遣を行っていた派遣元事業主1社及び是正指導を行ったにもかかわらず、法違反を繰り返した派遣元事業主1社に対して行政処分を実施。

#### ◆ 文書指導のうち最も多いのが労働者派遣契約の不備（図1）

文書指導のうち、『労働者派遣契約の不備（未締結を含む）』が210件と全体の21.1%を占めているが、平成21年度以降件数は減少傾向。

〈労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督実施状況（平成24年度）〉

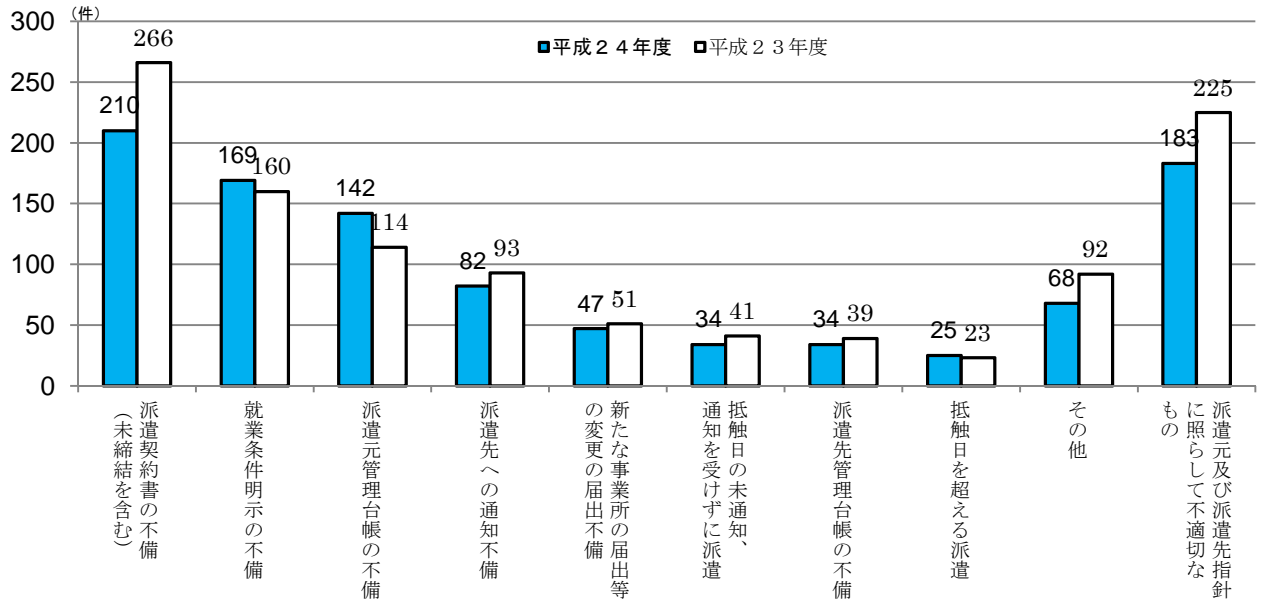
表 1

項 目	24年度 事業所数	23年度 事業所数	前年度比
個別指導実施事業所数①	1,047	1,036	1.1%
派遣事業関係	731	681	7.3%
請負・出向関係	111	156	▲28.8%
職業紹介事業関係	205	199	3.0%
上記のうち文書指導を行った事業所数②	593	678	▲12.5%
派遣事業関係	472	592	▲20.3%
請負・出向関係	53	33	60.6%
職業紹介事業関係	68	53	28.3%
文書指導率（②÷①）	56.6%	65.4%	▲8.8P

（1）労働者派遣事業

- 731事業所（前年度比7.3%増）に指導監督を実施し、うち472事業所（前年度比20.3%減）に対して文書指導を行った。（表1）
- 派遣禁止業務（労働者派遣法第4条第1項における適用除外業務）に対して、業務委託契約と称しつつ実態は派遣といういわゆる「偽装請負」として派遣を行っていた派遣元事業主1社（2カ月の事業停止命令・事業改善命令）及び是正指導を行ったにもかかわらず、法違反を繰り返した派遣元事業主1社（事業改善命令）に対して行政処分を実施した。
- 文書指導の内容別内訳は図1のとおり。（違反内容重複計上）  
「労働者派遣契約書の不備（未締結を含む）」が最も多くなっている。また、労働者派遣契約に係る基本的な書類の不備だけで上位3つを占めている。ただし、「労働者派遣契約書の不備（未締結を含む）」については、平成21年度以降件数は減少傾向にある。（参考図2）

図1 派遣事業に係る文書指導の内容別内訳（重複計上）

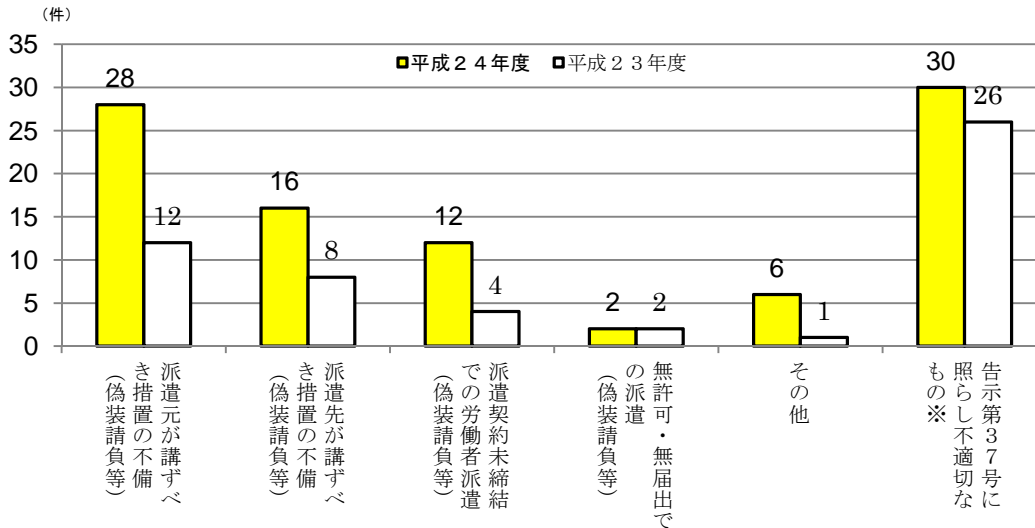


文書指導の主な内訳	違反事例
派遣契約書の不備（未締結を含む） （指導対象：派遣元、派遣先）	派遣元と派遣先が締結する労働者派遣契約において、法で定める事項（業務内容、苦情の処理体制、派遣人員等）を記載しなければならないが、事項のいずれかが記載されていない、又は記載内容が不十分であるなど。
就業条件明示の不備 （指導対象：派遣元）	派遣元が労働者派遣をしようとするときに、あらかじめ、派遣労働者に対し、法で定める事項（業務内容、抵触日（※）、就業場所等）を明示しなければならないが、この明示がなされていない、又は明示する内容が不十分であるなど。  ※抵触日＝派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日
派遣元管理台帳の不備 （指導対象：派遣元）	派遣元は、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、派遣労働者ごとに法で定められた事項を記載しなければならないが、事項のいずれかが記載されていない、又は記載内容が不十分であるなど。
派遣先への通知不備 （指導対象：派遣元）	派遣元は、労働者派遣をするときは、法の定める事項（派遣労働者の氏名・性別等）を派遣先に通知しなければならないが、この通知を行っていない、あるいは、通知する内容が不十分であるなど。
抵触日の未通知、 抵触日の通知を受けずに派遣 （指導対象： 抵触日の未通知に関しては派遣先、 抵触日の通知を受けずに派遣をした 場合は派遣元）	（抵触日の未通知） 派遣先は、労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、派遣元に対し、抵触日についての通知を行うこととされているが、派遣先がこの通知を行っていないなど。  （抵触日の通知を受けずに派遣） 派遣元は、派遣先から抵触日の通知がない場合には、労働者派遣契約を締結してはならないにもかかわらず、抵触日の通知を受けずに労働者派遣契約を締結し、派遣を行っている。
派遣元及び派遣先指針に照らして不適切なもの	派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における派遣元事業主と派遣先との連携のための体制等が労働者派遣契約に記載がないなど。 ※派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針 労働者派遣法に規定された派遣元及び派遣先が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたもの。

○ 請負・出向に係る 111 事業所に指導監督を実施し、53 事業所に対し文書指導を行った。(表 1)

○ 文書指導の内容別内訳は図 2 のとおり。(違反内容重複計上)

図 2 請負・出向に係る文書指導の内容別内訳 (重複計上)



※告示第 37 号 (昭和 61 年 4 月 17 日 労働者派遣事業と請負のいずれに該当するのかを定めた区分基準)

## (2) 職業紹介事業

205 事業所に指導監督を実施し、帳簿の備付けの不備等により 68 事業所に対して文書指導を行った。(表 1、表 2)

表 2 職業紹介に係る文書指導の内容別内訳 (重複計上)

項目	件数	構成割合
帳簿の備付け不備	46	67.6%
労働条件等の明示不備	34	50.0%
その他の法違反	18	26.5%
その他不適切な取扱い	8	11.8%

## (3) 再指導

指導監督を行った件数は表 1 のとおりであるが、確実に是正を図るため再指導を行う場合がある。その再指導の件数は以下のとおり。

労働者派遣事業関係	112 件
請負・出向関係	40 件
職業紹介事業関係	8 件
合計	160 件

## 指導監督の事例

### 1 労働者派遣に係る基本的な書類の記載に不備が見られた事例

派遣労働者がその直接の雇用主である派遣元事業主の下を離れた場所（派遣先）で就業するという複雑な労働関係に対応し、派遣労働者の適正な就業を確保するため、就業日や就業時間等の主要な労働条件等を派遣元と派遣先との間で「労働者派遣契約」として書面で定めるとともに、その就業条件を派遣労働者に派遣元が書面等で事前に明示することを労働者派遣法は義務付けている。

指導監督を通じて労働者派遣契約書を確認したところ、就業時間の定めが実際の就業時間と合っていない事例、業務内容の定めが実際の仕事内容と合っていない事例、派遣労働者からの苦情申出を受け付ける者や苦情を処理する方法が定められていない事例等が見受けられた。また、労働者派遣契約書を作成していない事例や、就業条件を派遣労働者に書面等で明示していない事例もあった。

このように基本的な書類の記載に不備が確認された場合は、速やかにこれを是正するよう文書で指導するとともに、当該指導監督対象の派遣元・派遣先が締結している他の労働者派遣契約についても同様の不備がないか確認を行うほか、当該事業主に自主的な点検を指導することもある。

### 2 雇用保険関連部署・年金事務所との連携によって改善した事例

派遣元事業主及び派遣先については、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針において、雇用保険・社会保険に加入する必要がある派遣労働者に対し適切に加入するよう求めている。

派遣労働者からの苦情により派遣先A社に指導監督を行ったところ、一部の派遣労働者において派遣受入期間を超えた派遣の受け入れが行われていたため、直接雇用を含め派遣労働者の雇用の安定を図った上で違法状態を是正するように指導した。

その際、多数の派遣労働者が、実態としてフルタイム勤務であるにもかかわらず、午前中は派遣先A社の直接雇用の労働者、午後からは派遣元B社に雇用された派遣労働者として同一場所で勤務していることが確認された。

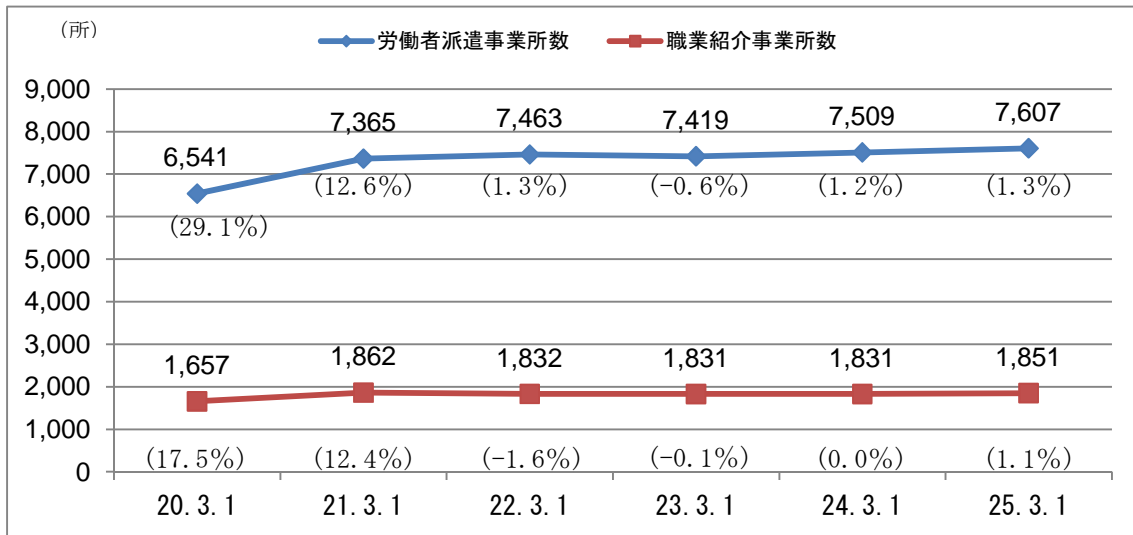
この結果、派遣先A社及び派遣元B社いずれの労働者としても労働時間が短いため、雇用保険及び社会保険の加入要件を満たさない状況にあり、これは、保険料の事業主負担を潜脱する目的で労働者派遣を利用しているものと判断した。

当局はこれを重く受け止め、派遣労働者の保護を図るために雇用保険関係部署や年金事務所と連携し、派遣先A社・派遣元B社に対して、雇用保険・社会保険制度の説明を行い、労働者の意思を確認した上で雇用契約を見直すよう指導した。

その結果、派遣先A社でのフルタイムの直接雇用とそれに伴う雇用保険・社会保険の加入がされ、セーフティネットの下での労働者の雇用の安定が図られたものである。

(参 考)

参考図1 労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業所数の推移  
(各年3月1日現在)



出所：大阪労働局

\* ( ) 内は、対前年同月比

参考図2 派遣事業に係る文書指導の内容別内訳の推移 (重複計上)

